

入湯税の廃止について

- 入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税である。
- その使途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることとされている。
(総務省HP「地方税制度 入湯税」より)
- 入湯税の廃止については、上記のような入湯税の意義や使途を踏まえて検討する必要がある。

・ **廃止目的：国内各地の温泉へ入る者への罰則である入湯税の存在意義が現在は失われつつあると考える。**

- 上記のような入湯税の意義や使途を踏まえると、入湯税を「温泉へ入る者への罰則である」と表現することは適切かという指摘があり得るのではないか。

・ **廃止に伴うメリットとして、国内温泉旅行促進や旅館チェックイン時の手続きの簡素化等が挙げられる。**

- 入湯税の使途の一つに「観光の振興」があるところ、入湯税を廃止すると、観光の振興に係る財源に影響が生じ、「国内温泉旅行促進」にそぐわない面もあるのではないか。

・ **廃止に伴う税収減については税収減に応じた歳入歳出計画を目指すことで対応を図る。**

- 入湯税の廃止に伴い、見込まれる税収減
 - 224 億 9,800 万円（令和元年度決算ベースでの入湯税の税収額、総務省「地方税に関する参考計数資料」より）
- 鉱泉浴場の利用に関連して必要とされる行政サービスを提供するために必要な財源の確保について、「税収減に応じた歳入歳出計画を目指す」との方針を示すだけでは不十分ではないかとの指摘があり得るのではないか。
 - 鉱泉浴場所在の市町村においては、入湯税の廃止後も引き続き多数の入湯客にも対応できる規模の環境衛生施設等（例えば、下水道処理施設や廃棄物処理施設）の整備が必要となり、その費用を削減することは困難であることを踏まえると、環境衛生施設等の整備に係る費用は住民が負担することになるのではないか。これについては、応益性の観点から、入湯客にも負担させるのが適当ではないかとの指摘があり得るのではないか。

※ 仮に、現行の入湯税を廃止したとしても、市町村の判断で、上記のような応益性を踏まえ、法定外税として入湯税を存続させることにより、税源を維持することも想定されるのではないか。